

2023年12月4日

当座勘定規定（一般当座用）改定のお知らせ

株式会社 埼玉りそな銀行

当社では、2024年1月4日（木）、商品改定に伴い、当座勘定規定（一般当座用）の一部を改定させていただきます。なお、本改定は、すでにご契約のあるお客さまにも適用されます。

1. 対象となる主な当座勘定規定等

・当座勘定規定（一般当座用）

2. 主な改定内容

以下の条項を追加いたします。

※条項の一部追加（下線部分を追加）

当座勘定規定（一般当座用）	
改定前	改定後
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払・<u>発行</u>）</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「<u>キャッシュカード</u>」といいます。）を使用してください。キャッシュカードの使用については、「<u>キャッシュカード規定（個人用）</u>」および「<u>法人キャッシュカード規定</u>」に定める方法によります。</p> <p>④2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、<u>手形および小切手の発行はいたしません。その場合、当座勘定から支払いを行うときはキャッシュカードを使用してください。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>⑤同左</p> <p>⑥同左</p> <p>⑦同左</p> <p>⑧2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、<u>手形および小切手の発行はいたしません。</u></p>